

## 農振編入についての留意事項

高岡市 産業振興部 農業水産課 農政係

電話番号：0766 - 20 - 1308

### 1 農用地利用計画の農用地区域への編入要件

※下記の要件をすべて満たすこと

- (1) 農用地区域内へ編入することが妥当であること
- (2) 農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- (3) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- (4) 農地法（転用許可基準）、都市計画法（開発許可基準）等他の法令の許可が得られること

### 2 願出受付時期 毎月1日～20日（年12回）

最終日が土・日・祝日の場合は、次の平日を締切日とする。

（期限厳守。書類等が不備の場合、次回願出とする。）

### 3 願出に必要な書類

#### ① 農用地利用計画の農用地区域への編入願

#### ② 事業計画書

#### ③ 願出地付近図（位置図）

住宅地区等（縮尺明記）に願出地及び既存地を記入

#### ④ 土地利用計画図

願出地の利用計画図（建物の配置、資材の種類別数量及び面積、排水・雨水処理計画等）

既存地の利用状況及び願出地との関連

#### ⑤ 公図

願出地付近公図（願出地、隣接地の地目・地番、所有者及び耕作者を必ず明記）

#### ⑥ 土地登記簿謄本（全部事項証明書）

#### ⑦ その他（案件別）

ア 経営上、資格・許可等が必要な場合は、これを証明するものの写し

※ この他、内容によっては、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

### 4 提出部数 1部 ※書類についてはクリップ止め ホッチキス禁止

### 5 その他協議（担当課と事前に相談してください。）

- (1) 農業委員会 農地法の許可見込みや農地転用許可基準に合致しているか否か。
- (2) 文化財保護活用課 願出地が埋蔵文化財包蔵地であるか否か。